

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月26日（水）午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

### 3. 農業委員 (9人)

会長	1番	星	山	隆	啓
会長職務代理者	2番	山	本	光	雄
委員	4番	笠	井	博	美
	5番	國	原	和	彦
	6番	長	江	操	
	7番	大	西	克	史
	8番	森	本	允	補
	9番	大	仲	香	織
	10番	松	長		護
農地利用最適化 推進委員 (3人)	高樋地区	11番	河	原	功
	宮前東地区	13番	池	田	吉
	宮前西地区	14番	中	野	實

4. 欠席委員 (1人) 3番 日下正人

欠席推進委員 (1人) 12番 大岩和久

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明願について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第15号 利用権による使用貸借契約の合意解約通知書について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 池上美紗子

## 7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成30年12月総会を開会いたします。  
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本日の出席委員は、9名で過半数を越えておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。

議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)

それでは、7番 大西克史委員、8番 森本允補委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第22号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページと2ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案5件でございます。議案第22号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成30年12月14日付け農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が1件、新規の利用権設定の計画が4件で、面積は、3,799m<sup>2</sup>です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1、2、3、4につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号1の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため [REDACTED]

[REDACTED] さん、同じく [REDACTED] さんの共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED] さんです。

土地の所在地については、[REDACTED] 10番、現況 田、185m<sup>2</sup>、利用目的は水稲、[REDACTED] 12番2、現況 田、360m<sup>2</sup>で、利用目的は大豆です。始期は平成31年1月1日から終期は平成35年12月31日の5年契約です。

続いて、整理番号2の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED] さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]

■さんです。土地の所在地については、■ 11番、現況 田、641m<sup>2</sup>、利用目的は水稻です。始期は平成31年1月1日から終期は平成35年12月31日の5年契約です。

続いて、整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■

■さんです。土地の所在地については、■ 15番、現況 田、611m<sup>2</sup>、利用目的は水稻です。始期は平成31年1月1日から終期は平成35年12月31日の5年契約です。

続いて、整理番号4の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■

■さんです。土地の所在地については、■ 16番、現況 田、409m<sup>2</sup>、利用目的は水稻です。始期は平成31年1月1日から終期は平成35年12月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、整理番号2の■ 11番については、■さんとの間で利用権による賃貸借契約を結んでおりましたが、平成30年11月8日付けで合意解約が成立し、平成30年12月7日付けで農業委員会に通知がありました。

また、整理番号1の■ 10番、■ 12番2と整理番号4の■ 16番については、■さんとの間で利用権による使用貸借契約を、整理番号3の■ 15番については、同じく■さんとの間で利用権による賃貸借契約を結んでおりましたが、平成30年12月7日付けで合意契約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明ありましたらお願いします。

6番 場所は、■さんは■の方で田んぼ借りてやってましたが、長願寺から山手の方に上がった所で、■さんの所30年以上続く高齢で、誰か作ってくれる人いないかと思っていた所でした。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

■さんと■さん別の家ですか。

事務局 はい。

議長 それでは、整理番号1から4について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1、2、3、4は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 5 の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■ 67番1、現況 畑、1,593m<sup>2</sup>で、利用目的は菜の花です。始期は平成31年1月1日から終期は平成31年12月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

私が説明します。場所は、長願寺の北です。国道があってすぐ下に■■■■■ 67番地1があります。■■■■■さんは■■■■■さんの妹で、市内に住んでいましたがこちらの方に時々すだちなど作りに来ております。■■■■■さんは元■■■■■に勤めていました。ここを借りて7~8年になるかと思います。耕作綺麗してくれているので問題無いと思います。

何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました  
続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6につきましては賃借権の再設定で、継続の申請を受け付けておりましたが、申請の土地の所在地に訂正があり、12月26日付で申請の取下げの申出を受け付けております。土地の所在を訂正したのち、次回の総会に再び申請される予定です。

議長 2ページにあります。■■■■■ 15、21、23とありますが、■■■■■さんが借りているのが、■■■■■ 15だけで、21と23は■■■■■さんが耕作している状態で、間違って契約したようです。今回15の下に14-1というのがあるのですがそこも一緒にやっているようなので、次に一緒にしたいと思っています。

次に議案第議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第23号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。議案第23号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案3件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、■■■■■さんで、申請の理由は相手方の要望であり、譲受人の住所、氏名は、■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■ 68番、現況 畑、198m<sup>2</sup>、■■■■■ 69番、現況 畑、452m<sup>2</sup>の2筆です。■■■■■ 68番につきましては、■■■■■さんと昭和51年に永小作権の賃貸借契約を結んでおりましたが、■■■■■さんは既に亡くなられていたため、相続人の■■■■■さんと平成30年12月6日付で合意解約が

成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により書類を受理しております。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議長 私が説明します。場所は、国道から南へ行った白尾の中腹になるのですが、前は■さんが耕作していましたが、やめてだいぶ経ちまして放棄地になっていました。■さんが購入してみかんを植えようということで、今やっています。市内で暮らしている息子さんが主にやるということです。

議長 ただいま説明しましたが、何かご質問はありますか。

元は田んぼですけど、荒れ地になっていました。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の譲渡人の住所、氏名は、■さんで、申請の理由は相手側の要望であり、譲受人の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■162番、現況 田、148m<sup>2</sup>です。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議長 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 場所は、旧の府能トンネルに向かう道から上がるようになります。バス回転場の上です。■さんの土地ということが最近分かりました。■さんとの話し合いで■さんの所有にするということで。先代、先々代のころから水稻してました。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

事務局 システムに中間管理機構に借りてる所が反映されていません。■さんの持ってる土地に1月ぐらいに■さんの土地を借りてる所が2反ぐらいあるので、それを足して4反はクリアしてます。■さんの所はこれに足し合わせて大丈夫です。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3ですが、一点だけ訂正お願いします。■さんの住所ですが、■です。譲渡人の住所、氏名は、■

■さんで、申請の理由は後継者への一括贈与であり、譲受人の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■51番2、現況 畑、33m<sup>2</sup>、■12番1、現況 畑、1,784m<sup>2</sup>、■12番2、現況 畑、271m<sup>2</sup>、■46番1、現況 畑、1,663m<sup>2</sup>、■46番3、現況 畑、327m<sup>2</sup>です。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

2番 主な場所は、南浦。今のテニスコートの東側に自宅がありまして、自宅周辺の園地です。キウイとかすだちとか作ってるようです。■勤めてて辞めて16年になる。あまり会ったこと無いので分かりませんが百姓しているみたいです。贈与という事で。耕作しているので問題無いかと思います。耕作してないと贈与出来ないのですか。

事務局 耕作する前提です。

2番 40アール以下は贈与出来ないですか。

事務局 生前贈与は難しい。相続でいくしかないですね。

2番 ■51-2。■さんの裏ですか。山になっていますね。

事務局 土地持っています。凡例でみたら、タケノコ出荷してるので農地かなと。

2番 徳島から通って来てますね。農業してますので、問題無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました次に、議案第24号「非農地証明願について」を、議案に供します。

事務局より、議案第24号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。非農地証明願が1件ありましたのでご説明いたします。

非農地証明は、以前は農地であった土地のうち、農地法第4条または第5条の許可を受けていないけれども、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについて交付することができます。一般的な要件として、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能または著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められる場合に交付することができます。

また、農用地区域内の土地である場合は、原則として交付することはできないとなっています。

申請人の住所、氏名は■さん

で、申請地の所在地は、[REDACTED] 18番5、登記地目 畑、19m<sup>2</sup>です。添付されている位置図をご覧下さい。

今回申請地となるのは以前に4条申請のあった[REDACTED]さんの住宅の横の土地で、河川の堤になっている所になります。非農地化した理由としては、平成8年当時の川の改修時に河川の一部になり、その後も農地法による手続きについて失念したまま今日に至ったとのことです。農用地区域外の土地であり、また、転用行為が行われてから20年以上経過していることについては、添付しています平成8年10月21日の嵯峨橋建設時の図面および地籍測量図にて確認をしております。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

10番 本人が北島で、調査出来ていません。

事務局 前回出てたけど、ここがもれています。

議長 川になってしまった土地をどうするか。

10番 今、空き家対策事業で、新しい人が整備してますよね。

議長 それでは、議案第24号について、非農地証明書を発行することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第24号について、非農地証明書を発行いたします。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 先程の案件で報告しましたが、農地法第18条第6項の規程による通知書、いわゆる合意解約の通知について3件、本人同士の合意による合意解約の通知について2件、合計5件ございましたのでご報告します。

1件目につきましては、土地の所在地は、[REDACTED] 68、現況 畑、198m<sup>2</sup>で、賃貸人の[REDACTED]さんと、賃借人の[REDACTED]さんと昭和51年に永小作権の賃貸借契約を結んでおりましたが、平成30年12月6日付で相続人である[REDACTED]さんと合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

2件目につきましては、土地の所在地は、[REDACTED] 10番、現況 田、185m<sup>2</sup>、[REDACTED] 12番2、現況 田、360m<sup>2</sup>で、貸人の[REDACTED]さんと、借人の[REDACTED]さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年12月7日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

3件目は、土地の所在地は、[REDACTED] 11番、現況 田、641m<sup>2</sup>で、賃貸人の[REDACTED]さんと、賃借人の[REDACTED]さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年11月8日付けで合意解約が成立し、12月7日付けで農業委員会

に通知がありました。

4件目は、土地の所在地は、[REDACTED] 15番、現況 田、611m<sup>2</sup>で、  
賃貸人の[REDACTED]さんと、賃借人の[REDACTED]  
[REDACTED]さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、  
平成30年12月7日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通  
知がありました。

5件目は、土地の所在地は、[REDACTED] 16番、現況 田、409m<sup>2</sup>で、  
貸人の[REDACTED]さんと、借人の[REDACTED]  
[REDACTED]さんとの間で、利用権による使用貸借契約をしておりましたが、平成3  
0年12月7日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知があ  
りました。2、3、4、5件目とも全て添付書類も含め完備しておりました  
ので、事務局長専決により書類を受理しております。

議長　ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(発言なし)

議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年12月総会を  
閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長　星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員　松長 譲

佐那河内村農業委員会委員　山本 光雄